

宮城大学職員のための仕事と子育て両立支援プラン（第3期）

職員が仕事と子育ての両立ができる職場環境の醸成とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進し、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5か年間）
- 2 計画内容

目標1 教職員が育児・介護制度を利用しやすい職場環境を整えます。

〈対策〉

- ①全ての教職員に対して育児・介護制度の周知を徹底し、制度利用を促進します。
- ②子どもの出生時に、男性教職員は2日から7日の出産・育児に係る有給休暇※を必ず取得します。
- ③男性教職員も育児休業を取得できることや配偶者と交互に育児休業を取得することが可能である旨の周知を行い、男性職員の育児休業の取得促進に努めます。

※「職員の妻の出産休暇」及び「男性職員の育児参加休暇」

目標2 年次有給休暇の取得を促進します。

〈対策〉

- ①年次有給休暇取得計画表等を用いて、管理監督者が職員の意見を聴き時季指定を行い、年次有給休暇を確実に取得させます。
- ②大学の長期休業となる時期（7月から9月）に、特別休暇（夏季休暇）と併せた年次有給休暇取得の促進を図ります。
- ③管理監督者は職員が年次有給休暇を取得しやすいように業務分担や過度な業務負荷がかからないように業務の平準化・効率化に取り組み、職員は業務を計画的に進め、年次有給休暇を計画的かつ効率的に取得します。

目標3 時間外勤務の縮減に向けた取り組みを促進します。

〈対策〉

- ①時間外勤務は、業務繁忙により事業の運営に支障がある場合や急を要する事務処理等の『例外的な場合のみ行われるものである』ということ、会議等の場で改めて職員に周知するとともに、職員意識の醸成を図ります。
- ②時間外勤務については、管理監督者による事前命令の徹底を図ります。なお、管理監督者は時間外勤務の必要性等について従事者に確認し、従事後はその成果確認の徹底を図ります。
- ③定期的に時間外労働時間の実態把握を行い、特に長時間労働の傾向にある職員に対しては、管理監督者がヒアリングを行うなど、時間外労働の縮減に向けた取り組みを行います。